

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(相馬税務署長)

平成28年5月18日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年9月18日判決、本資料265号-140・順号12723)

判 決

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 控訴人       | 甲               |
| 同訴訟代理人弁護士 | 大森 浩司           |
| 同補佐人税理士   | 青木 喜三郎          |
| 被控訴人      | 国               |
| 代表者法務大臣   | 岩城 光英           |
| 処分行政庁     | 相馬税務署長<br>藤田 義明 |
| 指定代理人     | 前田 佳行           |
| 同         | 長倉 哲也           |
| 同         | 寺本 大介           |
| 同         | 岩渕 実            |
| 同         | 結城 美枝           |
| 同         | 佐藤 哲也           |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 相馬税務署長が平成24年11月2日付けで控訴人に対してした平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る控訴人の平成24年7月11日付け更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成15年分及び平成16年分の所得税に係る各更正処分の取消等を求める訴え(東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等請求事件。以下「別件訴訟」という。)について平成24年5月●日に確定した判決(以下「別件判決」という。)が国税通則法23条2項1号に規定する「判決」に該当するとして、確定申告をしていた平成15年分の消費税及び地方消費税(以下、消費税と地方消費税を併せて「消費税等」という。)に係る課税標準等又は税額等につき、平成24年7月12日に更正をすべき旨の請求(以下「本

件更正の請求」という。)をしたところ、処分行政庁が更正をすべき理由がない旨を通知したため(以下「本件通知処分」という。)、本件通知処分が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 本件における関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3及び4において控訴人の補充主張及びこれに対する被控訴人の反論を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1から4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁13行目冒頭から22行目末尾までを次のとおり改める。

「(5) 控訴人は、平成19年2月14日、処分行政庁から平成15年分及び平成16年分の所得税について各更正処分をされ(以下「別件各所得税更正処分」という。)、審査請求及びこれを棄却する裁決を経て、平成20年9月26日、別件訴訟を提起した。

別件訴訟において、被控訴人は、別件各所得税更正処分の根拠として、控訴人が平成15年5月1日から同年6月29日までに売却した肉用牛401頭のうち132頭は、別件免税特例の要件を満たすが、残る269頭(以下「15年分係争肉用牛」という。)は、15年契約書①に係る控訴人とAとの間の売買契約に基づいて取得した肉用牛を売却したものであり、別件免税特例の要件のうち2か月以上飼育要件を満たさないし、また、控訴人が平成16年中に売却した肉用牛828頭(以下「16年分係争肉用牛」といい、15年分係争肉用牛と併せて「別件係争肉用牛」という。)は、いずれも別件免税特例の要件のうち2か月以上飼育要件を満たさないなどと主張した。これに対して、控訴人は、別件係争肉用牛が素牛として導入された時点で控訴人がその所有権を取得し、又は東京法務局所属の公証人乙が平成14年7月31日付けで作成した同年第●●号「素牛の導入等に関する債務確認並びに代物弁済契約公正証書」(以下「14年公正証書」という。)に係る控訴人とAとの間の代物弁済契約に基づいて控訴人が別件係争肉用牛の所有権を取得したとして、別件係争肉用牛は別件免税特例の要件を満たすなどと主張した。」

- (2) 原判決4頁8行目の「原告は、」から11行目の「基づき、」までを「控訴人は、14年公正証書に係る代物弁済契約に基づいて、」に改める。

- 3 控訴人の補充主張は、以下のとおりである。

- (1) Aは、平成14年公正証書記載の牛や牛舎の所有権が控訴人に属することを認めており、これらの資産の譲渡原因が平成15年契約書①及び同③に係る売買契約ではなく平成14年公正証書に係る代物弁済契約であることも認めているから、Aに対して給付訴訟や確認訴訟を提起することは無益である。

別件訴訟においては、租税法律関係の当事者である控訴人と被控訴人との間で、別件係争肉用牛の取得時期に関し、その取得原因が15年契約書①及び同③に係る売買契約なのか、14年公正証書に係る代物弁済なのか争われたところ、別件判決は、本件確定申告が前提としていた15年契約書①及び同③に係る売買契約ではなく、14年公正証書に係る代物弁済契約が取得原因であることを理由として、控訴人の請求を認容した。

後発的事由による更正の請求を認める趣旨を考慮すれば、客観的かつ公平であるべき税負担の前提となる事実について、被控訴人において、手続保障がされ、十分な攻撃防御を尽く

した結果、裁判所の判決をもって異なる事実が確定された以上、別件判決こそが通則法23条2項1号にいう「判決」に最もふさわしいものであり、租税法律関係を事実適合させるため、救済措置である更正の請求を認める必要がある。

- (2) 控訴人とAとの間に争いが無いのは、平成20年11月にAが刑事事件で摘発され、その後の捜査により事実関係が解明されたことによるものであるから、本件は、当初から判明している事実に基づき適切な申告をすることが可能な場合ではない。

4 控訴人の補充主張に対する被控訴人の反論は、以下のとおりである。

控訴人がAを相手に別件係争肉用牛の給付訴訟又は確認訴訟を提起することが無益であるのは、別件係争肉用牛の所有権等の権利関係について、そもそも当事者である控訴人とAの間において争いが無いからであり、上記権利関係が別件判決によって確定されたからではない。

当事者間に争いのない事実について提訴ができないのは当然であって、そのように争いがなく、当初から当事者間で判明している事実に基づき適切な申告をすることが可能である場合についてまで、納税者が申告時には予知し得なかった事態その他やむを得ない事由が後発的に生じたことにより、遡って税額の減額等をなすべきこととなった場合における権利救済のために定められたものである後発的事由による更正の請求を認める必要がないのも当然のことである。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(別件判決の通則法23条2項1号に規定する「判決」該当性)について

- (1) 通則法23条2項は、納税申告後に生じた事由により、遡って税額の減額等をなすべきこととなった場合について、同条1項所定の期間が経過した後は更正の請求を認めないこととすれば、帰責事由のない納税者に酷な場合等があることから、同項所定の期間内に更正の請求をしなかったのもやむを得ないと考えられる事情がある場合に更正の請求を認めることとして、保護されるべき納税者が救済される場合を拡充したものである。

このような同条2項の趣旨に照らせば、同項1号にいう「判決」は、納税者において、納税申告時及び同条1項所定の期間内に適切な課税標準等又は税額等を主張することができなかったのもやむを得ないと評価できるものでなければならず、本件のように納税申告後の法律関係の変動が主張されていない事案においては、納税申告時には当該申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった法律関係が明確でなく、その後の判決によって、当該申告において前提とした法律関係と異なる法律関係が納税義務の成立当時に遡って確定された場合における判決がこれに当たると解するのが相当である。

- (2) これを本件について見ると、控訴人は、Aとの間において、14年公正証書を作成し、また、15年契約書①及び同③を作成しており(甲44の3、45の4の1、45の4の2)、本件確定申告当時に控訴人とAとの間に本件係争肉用牛をめぐる特段の紛争が生じていたとは認められないことからすれば、控訴人において14年公正証書に係る代物弁済契約により本件係争肉用牛を取得したことを前提とする確定申告を行うことが可能であったといえ、本件確定申告当時に控訴人にとってAとの間の法律関係が明確でなかったとも、その後の別件判決によって、本件確定申告において前提とした法律関係と異なる法律関係が納税義務の成立当時に遡って確定されたとも認められない。

この点に関し、控訴人は、Aとの間に争いが無いのは、平成20年11月にAが刑事事件で摘発され、その後の捜査により事実関係が解明されたことによるものであるから、本件は、当初から判明している事実に基づき適切な申告をすることが可能な場合ではないと主張する。

しかし、上記刑事事件を通じて控訴人の主張に沿う資料が収集されて、控訴人の立証活動が容易になった面があるとしても、このような事情は、控訴人にとってAとの間の法律関係が明確でなかったことを示すものではないし、他に控訴人において14年公正証書に係る代物弁済契約により本件係争肉用牛を取得したことを前提とする確定申告を行うことが妨げられていたことを示す事情も認められない。

したがって、別件判決が通則法23条2項1号の要件を満たすものとは認められない。

2 よって、控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

#### 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 安浪 亮介

裁判官 波多江 真史

裁判官 高田 公輝